

瑞穂第三小学校いじめの防止等のための基本的な方針

1 いじめ問題に対する基本方針

いじめは望ましい人間関係の構築に向け、また、民主的で平和的な社会生活を送るうえで最も卑劣な行為であり、決して許されるものではない。学校は、児童にとって未来の望ましい姿への自己実現の場である。そのためには、学校は児童に対して安心と安全を保障しなければならない。本校においては、いじめはどのような理由があろうとぜったいに許さないという強い姿勢で臨む。

すべての教職員は、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

1 定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（SNS等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。また個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。さらに起こった場所は、学校の内外を問わずけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 組織

いじめ問題対策について協議する際には、次の組織を活用する。

- (1) いじめ問題対策委員会（管理職、いじめ防止担当、生活指導主任、該当学年等、SC）
- (2) 学校サポートチーム（教職員、SC・町専任相談員、警察、関係諸機関・専門家等）
- (3) 町教育委員会、いじめ問題調査委員会

3 いじめ問題対策委員会の役割

- ① いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめが起きにくい環境作りのために、いじめ防止が計画的に行われるよう活動計画をたてる役割
- ② いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ③ 児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめが起こった時、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ⑤ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、対応を組織的に実施する役割

4 基本施策及びいじめ防止等に関する措置

瑞穂第三小学校は、いじめ防止に関して、計画的に次の項目に取り組むものとする。

- (1) 道徳教育の充実
 - ア 道徳科の全体計画及び各学年の年間指導計画を作成するとともに、他教科等での指導との関連を図り指導の効果が高められるようにする。
 - イ 道徳授業地区公開講座を年間一回開催し、家庭・地域に道徳授業を公開するとともに、互いの意見を交換し合い、連携して道徳教育を推進する。
 - ウ いじめ防止の指導をする際は、瑞穂町いじめ防止基本方針（平成26年9月～・平成30年3月一部改定）及び瑞穂第三小学校いじめ防止のための基本方針（平成26年9月～・平成30年3月一部改定）について取り上げる。
- (2) 早期発見のための措置
 - ア アンケート調査を年間3回以上実施するとともに、必要に応じて全員面談を実施する。
 - イ いじめ発見のチェックリスト（いじめ総合対策上巻）を活用して、児童の変化を見逃さないようにし、情報の共有化を図る。
 - ウ 学校評価等を活用し、いじめ防止に対する取組を確認する。
- (3) 組織・体制の整備
 - ア 管理職は校務分掌を適正化し、教職員が児童と多く関わる機会を設け、いじめの未然防止を行う。
 - イ 学校内に教育相談室を設置し、相談しやすい環境づくりに努める。
 - ウ 町教育相談室の各専任相談員、スクールカウンセラー（以下SC）との相談方法について、児童・生徒及び保護者に定期的に周知する。SCについては、年度当初に紹介するとともに、出勤日を学校日より等で周知し、効果的に活用できるようにする。
- (4) SNS等を通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ア インターネットや携帯電話を使用する際のマナーについて、年度始めや長期休業日前等に定期的に指導する。また、児童がネット上のいじめに巻き込まれていないかを定期的に確認する。
 - イ セーフティ教室並びに情報モラル教室、保護者会等の機会を通して保護者に対しても啓発を図る。
- (5) 校内研修の実施
 - ア いじめの未然防止に係る校内研修を、年間3回以上実施し、教職員の資質・能力の向上を図る。
 - イ 校内研修等の際は、ふれあい月間「学校シート」の活用し、自校のいじめ防止等の対策の課題、自校の学校いじめ防止基本方針の改訂点について考える。
 - ウ 年度当初は、いじめについて「共通理解する」「具体的な取組を考える」こと、年度末には「課題について考える」ことを位置付ける。
- (6) 啓発活動
 - ア 入学時、各年度の開始時に児童には学活や学年集会の中で、保護者には、保護者会を通じて説明する。
 - イ ふれあい（いじめ防止強化）月間等、いじめ防止対策に関する学校の取組について、学校日よりやホームページを通して周知するとともに、家庭・地域と連携・協力していじめ防止に取り組む。
- (7) 実体に合わせた方針の確認
 - ア 年3回の、ふれあい月間に「学校シート」を活用した基本方の改善を図る。
 - イ 「いじめ総合対策【第2次】」上・下巻（令和3年2月）を活用する。
 - ウ 長期の休み明けには、アンケートを取り、休み期間中の実態把握に努める。

5 いじめに対して講ずべき措置

瑞穂第三小学校は、いじめが発生した際、いじめられた児童、いじめを知らせてきた児童の安全確保を図り、早期解決に向け次の項目に取り組むものとする。なお、発見から3か月いじめに係る行為が止んでいる状態をもって解消とする。解消には当該児童及び保護者への面談等での確認を行う。

(1) 個別のいじめへの対処

- ア 複数の教員による事実確認を行い、速やかに町教育委員会に報告し、必要に応じて協議する。
- イ いじめ問題対策委員会で協議された内容については、速やかに全体に周知を図る。
- ウ いじめを受けた児童に対して、心の安定を図れるよう教員又はSC等による面談を行う等、必要な支援を行う。
- エ いじめを行った児童に対して、「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、いじめめることをやめさせるとともに、いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図れるようにする。
- オ いじめを行った児童の保護者に対して、丁寧な説明と被害者への謝罪を進める。家庭教育の支援としてソーシャルワーカーの派遣も検討する。
- カ 担任は加害者に対して継続的に個人面談等を行い、再発防止の指導を行う。
- キ 警察、子ども家庭支援センター、児童相談所等、子供たちの健全育成に係る関係機関や専門家と連携して学校を支援する。
- ク いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の保護者に対して、事実を正確に伝えるとともに、保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め、解決に向けて連携して取り組む。

(2) 重大事態への対処

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める重大事態の際は、警察や関係機関と連携し学校サポートチームで対処する。その際は、速やかに町教育委員会に報告し、「いじめ問題調査委員会」を設置、第三者を加えて調査等の対応を行う。（教育委員会は町長に学校から報告を受けた内容を報告する。）
- 調査した結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する等透明性を図る。
同時に調査した結果は、瑞穂町教育委員会から町長へ報告をしていただく。発生防止の必要性がある場合は、再調査も行う。

【重大事態の例示】

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等の重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間（年間30日を目安とする）欠席した場合

※ 本方針は、「瑞穂町いじめ防止基本方針」に基づく。